

公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団公印規程

(総 則)

第1条 公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団における公印の形式及び寸法並びに管理については、この規程の定めるところによる。

(制定及び廃止)

第2条 公印は理事長が制定し、及び廃止するものとする。

(形 式)

第3条 公印は、方形又は円形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団の名称または当該役職員の職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。

(公印の印材)

第4条 公印の印材には、容易に磨滅もしくは腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の登録)

第5条 公印は、公印簿に登録した後でなければ、使用することができない。

2 公印簿には、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 公印の名称及びその印影
- (2) 公印の材質及び色彩
- (3) 公印の形状その他の特徴
- (4) 使用開始または廃止の年月日

(管 理)

第6条 公印は、事務局長（以下、「公印管理者」という。）が管理する。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により事前に公印管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(公印の使用)

第7条 公印は、公文書発送の決裁後でなければこれを押印することができない。

2 公文書発送についてそのつど事前に決裁を必要としないものにあつては、公印使用簿に必要な事項を記載し、公印管理者の承認を受けなければならない。

(印影の印刷)

第8条 定例的かつ定形的で一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもので、公印の印影を印刷することが適当であるときは、公印の押印に代えて印影を印刷することができる。

2 印影を印刷する場合は、公印管理者の承認を受けなければならない。

(公印の省略)

第9条 公印は、すべての公文書に押印しなければならない。ただし、同一内容で多数発送する文書又は軽易な文書については、公印の押印を省略することができる。

2 公印を省略する場合は、公印管理者の承認を受けなければならない。

3 公印を押印した公文書については管理簿に記載し管理する。

(附 則)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。